

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい、こち、すずき、あなご、あいなめ、たちうお、かに、しゃこ、くるまえび、なまこ、あかがい、とりがい、あずまにしきを目	12	10 トン未満の申請のあった総トン数	80 キロワット以下	東京内湾の神奈川県海面。ただし、次に掲げる海面を除く。 (1) ア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区白帆横浜ベイサイドマリーナ東側の防波護岸天端海側東角から同防波護岸に沿って北へ 20 メートルの地点にある同防波護岸ブロックのつな	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中区錦町、新山下に漁業根拠地※を有する者	1. 手繰第 2 種漁業においてはビームの長さは 12 メートル以下とする。 2. 手繰第 3 種漁業においては桁の幅は 4 メートル以下とする。 3. なまこを目的とす	令和 5 年 7 月 28 日から同年 8 月 27 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

<p>的とする 手繰第2 種漁業、 手繰第3 種漁業</p>				<p>ぎ目と同防波護岸内側 縁石との交点 B 金沢地区浅場の東 防波堤の南端西角 点の位置 ア AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに337度7分 70メートルの点 イ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに320度31 分286メートルの点 ウ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに306度46 分287メートルの点 エ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに281度44 分78メートルの点 (2) 横浜市金沢区柴町 権現山頂上と同区野島 町地先防波堤突端石柱 とを結んだ線以西の海 面 (3) 横須賀市走水旗山 崎突端から200メート</p>			<p>る場合は共 第1号共同 漁業権の漁 場の区域内 で操業して はならない。</p>		
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--

			<p>ル以内の海面。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点</p> <p>い 基点から真方位 3.17 度 103 メートルのところ</p> <p>ろ 基点から真方位 64.95 度 53 メートルのところ</p> <p>(4) 横須賀市走水松崎突端から 400 メートル以内の海面。ただし、同突端より正北の線以西の区域を除く。</p> <p>(5) 横須賀市鴨居観音崎突堤東南側付け根、同突堤東南縁の延長線上同突堤東南側突端から沖合い 100 メートルの点及び同市鴨居観音崎灯台中心点を順次結</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

				んだ線と陸岸とによっ て囲まれた海面					
かれい、 こち、す ずき、あ なご、た ちうお、 かに、し ゃこ、く るまえ び、なま こを目的 とする手 続第2種 漁業	49	同上	同上	同上	同上	横浜市金沢区柴 町、富岡東に漁業 根拠地を有する者	1. ビーム の長さは 12メート ル以下とす る。 2. なまこ を目的とす る場合は共 第1号共同 漁業権の漁 場の区域内 で操業して はならな い。	同上	同上
かれい、 こち、す ずき、あ なご、た ちうお、 かに、し ゃこ、く るまえ び、なま こを目的 とする手	16	同上	同上	同上	同上	横須賀市平成町、 浦郷町に漁業根拠 地を有する者	ビームの長 さは12メ ートル以下 とする。	同上	同上

操第2種 漁業									
なまこ、 あさり、 ばかが い、あず まにしき を目的と する手操 第3種漁 業	12	同上	定めな し	共第1号共同漁業権の 漁場の区域。ただし、 次に掲げる区域を除 く。 (1)横須賀市走水旗山崎 突端から200メートル 以内の区域。ただし、 い、ろ、基点及び横須 賀市走水港北側防波堤 北西端（陸側端）を順 次結んだ線によって囲 まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港 北側防波堤にある赤灯 台中心点 い 基点から真方位 3.17度 103メートルの ところ ろ 基点から真方位 64.95度 53メートルの ところ (2)横須賀市走水松崎突 端から400メートル以 内の区域。ただし、同 突端より正北の線以西	同上	横須賀市平成町、 浦郷町に漁業根拠 地を有し、かつ、 なまこ、あさり、 ばかがい、あずま にしきを目的とす る手操第3種漁業 を営むことについ て、共第1号共同 漁業権の漁場の区 域において当該漁 業権の漁業権者の 受忍を受けている 者	東京内湾で 操業する場 合には、桁 の幅は4メ ートル以下 とする。	同上	令和5年 9月1日 から令和 8年6月 25日まで

				<p>の区域を除く。</p> <p>(3)横須賀市鴨居観音崎突堤東南側付け根、同突堤東南縁の延長線上同突堤東南側突端から沖合い100メートルの点及び同市同字観音崎灯台中心点を順次結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域</p> <p>(4)横須賀市鴨居鳶巣崎突端から100メートル以内の区域</p>					
なまこを目的とする手繰第3種漁業	2	15トン未満の申請のあった総トン数	同上	共第1号共同漁業権の漁場の区域（東京内湾を除く）。ただし、横須賀市鴨居鳶巣崎突端から100メートル以内の区域を除く。	同上	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
同上	9	同上	同上	同上	同上	横須賀市西浦賀町、久比里に漁業根拠地を有し、か	なし	同上	同上

						つ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	2	同上	同上	同上	同上	横須賀市久里浜に漁業根拠地を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
同上	6	同上	同上	同上	同上	横須賀市久比里、長沢に漁業根拠地を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区	なし	同上	同上

						域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	1	同上	同上	同上	同上	横須賀市長沢に漁業根拠地を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	令和6年1月27日から令和8年6月25日まで
なまこ、ばかがいを目的とする手繰第3種漁業	8	同上	同上	共第3号共同漁業権の漁場の区域のうち、三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位103度18.4分の線以北の区域	同上	横須賀市長沢、三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有し、かつ、なまこ、ばかがいを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第3号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	令和5年9月1日から令和8年6月25日まで

はまぐりを目的とする手繰第3種漁業	3	同上	同上	共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち、北緯35度17分55秒東経139度33分05秒の点及び北緯35度18分24秒東経139度31分59秒の点を結ぶ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域	同上	鎌倉市材木座に漁業根拠地を有し、かつ、はまぐりを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第10号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
だんべいきさご、はまぐり、ばかがいを目的とする手繰第3種漁業	1	同上	同上	共第11号共同漁業権の漁場の区域のうち、藤沢市鶴沼地先から同市辻堂地先までの区域	同上	藤沢市に漁業根拠地を有し、かつ、だんべいきさご、はまぐり、ばかがいを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第11号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
はまぐり、さるぼう、ばかがい、だんべい	5	同上	同上	共第13号共同漁業権の漁場の区域	同上	平塚市に漁業根拠地を有し、かつ、はまぐり、さるぼう、ばかがい、だんべいきさご、こ	なし	同上	同上

きさご、こたまがいを目的とする手繰第3種漁業						たまがいを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第13号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	1	同上	同上	同上	同上	同上	なし	同上	令和6年3月20日から令和8年6月25日まで
えび、あまだい、ひらめ、かれいを目的とする手繰第1種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	80キロワット以下	中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位164度28分の線以西で、かつ、同町中村川押切橋中央から真方位157度4分の線以东の神奈川県海面	11月1日から翌年5月31日まで	二宮町に漁業根拠地を有する者	スクリュー推進器を使用して操業してはならない。	同上	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

\*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。